下記の後期高齢者医療保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条に規定する書類を送付したが、その住所又は居住が不明のため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月30日

東京都板橋区長　　坂本　健

1　送達する書類名　　8板健後第26号の7により公示送達を決定した書類

2　送達する書類の保管場所　　東京都健康生きがい部後期高齢医療制度課

No.	氏　　名
1	勝平　榮津子
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

※　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。